

## トップニュース

### 労働傷病兵社会省の通達No. 59 について

2015年11月11日、労働傷病兵社会省は社会保険法の強制社会保険に関するガイドンスとなる通達No.59/2015/TT-BLDTBXH を発行した。通達に記載された諸制度は2016年1月1日より適用される。同通達による強制社会保険料納付の基礎となる賃金に関する情報は以下の通りである。

社会保険の対象となる金額

- ① 基本給
- ② 諸手当（下記の通り）
  - ・役職・職位手当
  - ・責任手当
  - ・有害、危険及び重労働業務への手当
  - ・勤続手当
  - ・地域手当
  - ・移動の多い業務への手当
  - ・業務の吸収度への手当
  - ・その他の同様の手当

同通達は2016年2月15日より施行となる。

## ベトナム会計・税務

### USDで記帳する企業に対する為替レート

2015年11月26日、財務省はUSDで記帳する企業に対する為替レートの取り扱いについて、オフィシャルレター第17590/BTC-CDKT号を発行した。

それによると、USDで記帳する企業にとってVNDでの取引は外貨取引となり、為替レートの扱いは次のとおりになる。

- ・VNDでの未収金及び売掛金の場合：銀行のVND買取レート（USDの販売レート）を適用する。
- ・VNDでの未払費用及び買掛金の場合：銀行のVND販売レート（USDの買取レート）を適用する。
- ・資産購入又は外貨で速やかに支払する取引（未払費用等の勘定科目へ計上しない）の場合：支払を行った商業銀行のUSD買取レートを適用する。

### 還付期間中の申告漏れインボイスに対するVATの取り扱い

2015年11月26日、税務総局は還付期間中に漏れたインボイスに対するVATの取り扱いについて、オフィシャルレター第5004/TCT-KK号を発行した。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 8 3930 5491

それによると、会社はVATを還付した期間において申告漏れインボイスを発見し、税務機関が還付後の調査決定書を発行した後に申告漏れインボイスを申告する場合、それらのインボイスは仕入控除又は還付条件を満たさないとみなされる。

## 付加価値税 (VAT) 申告方法の変更のガイダンス

2015年11月5日、税務総局はVAT申告方法の変更について、オフィシャルレター第4640/TCT-CS号を発行した。内容は以下の通りである。

企業は、2015年1月以降に収益が発生し、かつ、直接法を採用して販売インボイスの申告、納税をした場合、2015年末まで直接法を採用し続ける必要がある。企業は直接法から間接法へ変更したい場合、財務省の通達第156/2013/TT-BTC号に附属する書式第06号により、新たなVAT申告方法採用通知書を直轄税務機関へ2015年12月20日までに提出しなければならない。その場合、間接法は2016年により適用される。

## 投資法の施行細則である政令

2015年11月12日、政府は投資法の一部の施行細則である政令第118/2015/NĐ-CP号を発行した。

それによると、本政令は事業投資条件の適用、管理、公開、投資促進措置、投資優遇、投資手続き、投資プロジェクトの実施及び投資活動に対する政府管理に関する投資法の一部の施行細則である。主な内容は以下の通りである。

- ・ 外国投資家に対する投資条件：ベトナムのWTO公約において未公約又は契約対象外の分野及びベトナム法令により外国投資家の投資条件を規定されない分野については、投資登記機関は計画投資局等の関連各省に対し、検討及び決定のための意見照会をしなければならない。外国投資家が投資活動を実施することが許容されており、かつ、国家企業登記ポータルサイト上で公表されている分野については、投資登記機関が検討及び決定を行う。

- ・ 外資系企業に対する投資登記手続き及び企業登記手続きの連携処理：投資家は、投資登記申請書類及び企業登記申請書類を同時に提出できると規定した。投資登記機関は、企業登記機関と連携し、申請書類を処理した後、投資家に結果を伝える責任がある。

本政令は2015年12月27日より有効となる。本政令の発効と同時に政令第108/2006/NĐ-CP号は効力を失う。

## ベトナムその他

### 労働及び給与分野における行政手続き

2015年12月21日、労働傷病兵社会省は労働及び給与分野における行政手続きについて決議第1858/QĐ-LĐTBXH号を発行した。それによると、賃金テーブル及び賃金表を提出する手続きは以下のように定められる。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 8 3930 5491

# VIETNAM BUSINESS NEWS

- ・手続き①：企業は政府に規定される原則に基づいて、賃金テーブル、賃金表及び労働基準量を作成し、省の労働領域管理機関に提出する。
- ・手続き②：県の労働領域管理機関が賃金テーブル、賃金表及び労働基準量を受理する。
- ・提出の方法：直接提出又は郵便局を通して提出する。
- ・提出の書類：企業の賃金テーブル、賃金表及び労働基準量
- ・手続きを実施する者：雇用者
- ・賃金テーブル、賃金表及び労働基準量に対する条件：関連法規に違反しないこと。

本決議は2015年12月21日より有効となる。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnamまでご連絡ください。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491